

様式①-1

平成28年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(新規事業)：事業地区・箇所別概要(1)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業CODE	事業名	地区・箇所・路線名
		県単山地災害危険地対策事業	坂口
②事業担当課	課CODE	担当課	担当班
	100060	治山林道課	治山班
			電話番号
			059-224-2575
③事業施工場所	CODE	地域(市部・郡部/一般・過疎・準過疎)	市町字名
	90	熊野 郡部 過疎	御浜町 大字阪本字坂口
④事務事業名	県単治山事業費		
⑤基本事業名	治山対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	山林の保全		

2 事業計画の概要

事業計画の概要				
法切工	V=1,200m ³		事業着工	2016年度
土留工	L=66m		事業完了	2017年度
水路工	L=123m		供用開始	2018年度
緑化工	A=2,300m ²		B/C評価期間	50年
副ダム工	N=1基		全体計画事業費(億円)	0.667
			全体計画工期(年数)	2年
事業の目的				
当該地は、平成23年台風12号の豪雨により大規模な山腹崩壊が発生し、山腹及び溪流が荒廃した状況にあることから、治山施設を設置することにより渓床勾配の緩和、山脚の固定及び山腹の緑化を図り、下流域の保全に資する。				

3 経済効率性評価(費用便益分析)

計算テーブル	便益分類			便益(億円)
テーブル1	自然防御機能維持	自然防御機能維持便益	水源の涵養便益	0.03
			土砂流出等の災害防止便益	
テーブル2	土砂流出等の災害防止 洪水等の災害防止 高潮・波浪・浸食等の災害防止	災害防御機能拡充便益	人的被害軽減便益	10.07
			資産被害軽減便益	
			営業停止損失軽減便益	
テーブル3	アクセス環境の向上	アクセス機能向上便益	アクセス時間短縮便益	
			アクセス経費削減便益	
		交通事故減少便益	人的被害軽減便益	
			資産被害軽減便益	
			応急対策経費削減便益	
		環境改善便益	騒音被害軽減便益	
		待避・避難機能向上便益	待避・避難時間削減便益	
			待避・避難経費削減便益	
		快適性向上便益	歩行者便益	
		交通遮断防止便益	アクセス時間増加抑制便益	
			アクセス経費増加抑制便益	
テーブル4	生活環境の向上	水質汚染抑制便益	水質汚染抑制便益	
		家畜排泄物処理便益	家畜排泄物処理便益	
		大気質浄化・騒音遮断等便益	大気質浄化便益	
			騒音遮断・飛砂等軽減便益	
テーブル5	レク機能等の提供	余暇空間創出便益	余暇空間創出便益	
テーブル6	生産性の向上	生産効率向上便益	労働時間短縮便益	
			生産経費削減便益	
		生産基盤拡充便益	単位生産量増便益	
			生産規模・機会増便益	
			耕作維持・利水便益	
テーブル7	その他	土地創出便益	土地創出便益	
		更新便益	更新便益	
		廃用損失	廃用損失	
粗便益①(現在価値合計)：B'(億円)				10.10
テーブル8	環境評価	自然環境	WTP×受益世帯数	
		景観	WTP×受益世帯数	0.01
		文化	WTP×受益世帯数	
		快適性	WTP×受益世帯数	
		安全・安心	WTP×受益世帯数	0.02
粗便益②(現在価値合計)：E(億円)				0.02
粗便益③(現在価値合計)：<B'+E>(億円)				10.12
地域		熊野	に対応した地域係数	1.5
便益(現在価値合計)：B(億円)				15.18
(B'+E)×地域係数				
費用(現在価値合計)：C(億円) (費用計算テーブルより)				0.63
費用便益比：B/C				24.18

※費用便益分析に関する特記事項

このシートの費用便益値は、三重県方式により算出したものであり、国の定めた算出手法とは異なります。

様式①-2

平成28年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(新規事業)：事業地区・箇所別概要(2)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業CODE	事業名	地区・箇所・路線名	
		県単山地災害危険地対策事業	坂口	
②事業担当室	室CODE	担当室	担当グループ	電話番号
	100060	治山林道課	治山班	059-224-2575
③事業施工場所	CODE	地域(市部・郡部/一般・過疎・準過疎)		市町村字名
	90	熊野	郡部 過疎	御浜町 大字阪本字坂口

2 政策的重要度評価(個別評価)

(a) 戦略性

【全分野共通要件】

1	
2	みえ県民力ビジョンを補完する個別計画に位置づけられている事業
3	

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

山崩れや土石流等の山地災害から県民の生命・財産を守るための取組(治山対策の推進)として位置づけられている。

(b) 緊急性

【当該事業分野の事項】

I	山地災害危険区域等、溪流、山腹、森林等の現況からみて土砂災害の発生する危険性の高い箇所、人家の安全確保のために早期に整備が必要な事業

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

当該地は平成23年紀伊半島大水害時において、大規模な山腹崩壊が発生し、下方林道が被災した。山腹や溪流には未だ荒廃が見られ、再度災害の恐れがあることから、早急な治山対策を講じる必要がある。

(c) 熟度

【全分野共通要件】

1	
2	
3	協力体制があり、整備に対して熱心な要望がある事業

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

地元からの治山対策に対する要望が強く、協力体制が整っている。

【評価結果(優先度判定の結果)】

III
